

## 申請手続きはお済ですか？

その他、個人事業者向けの各種支援策については次ページをご確認下さい。

### 安全・安心な島づくり応援プロジェクト奨励金

【対象者】

県が実施している「うちなーんちゅ応援プロジェクト（協力金 20万円・支援金 10万円）」などを受給した事業者及び今後実施を予定している他の支援金等の給付事業の対象となる事業者を**除く**幅広い業種の事業者が対象となります。

【支給額】 1事業者あたり一律 **10万円** 【申請受付期限】 令和2年 **8月31日**（月）

【お問合せ】 沖縄県感染症対策奨励金コールセンター 電話 098-987-4507

9:00~17:00（土日祝祭日含む）※令和2年8月31日（月）まで

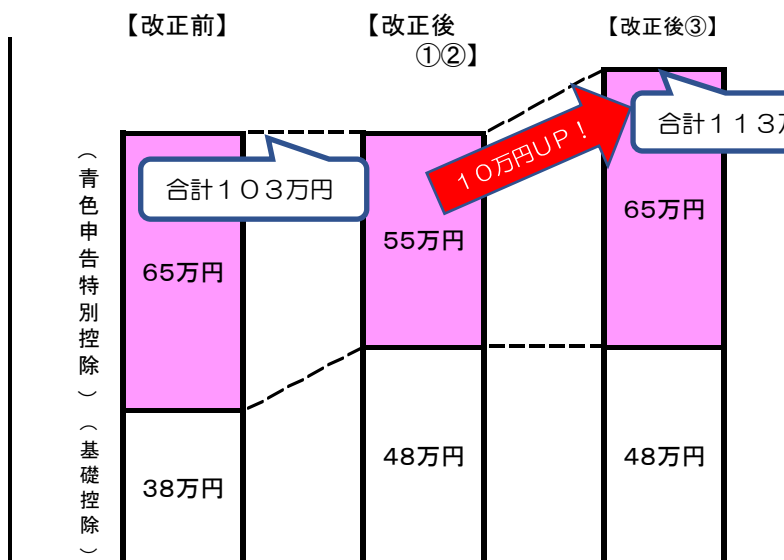
会計ソフト（ブルーリターンA含む）を使用して帳簿を作成している方へ。

## 電子帳簿保存「承認申請書」の提出はお済ですか？

令和2年分の所得税確定申告から、青色申告特別控除（65万円）の適用要件が変わります。

令和2年分の所得税確定申告からの変更点（個人事業者）

- ①青色申告特別控除額の**減額**（65万円⇒令和2年分から **55万円**）
- ②基礎控除額の**増額**（38万円⇒令和2年分から 48万円）
- ③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用条件に加えて **e-taxによる申告（電子申告）** 又は **電子帳簿保存**を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除の適用有り。



電子帳簿保存は「承認申請書」を帳簿の備付けを「開始する日」の3か月前の日までに管轄税務署へ提出する必要があります。  
※原則、課税期間途中からの適用無し。

### 【特例】

令和2年分に限っては、**令和2年9月30日（水）**までに「承認申請書」を管轄税務署へ提出することで65万円控除が継続適用できます。

※詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

## 『新型コロナに負けない！』

（一社）那覇青色申告会は、今できる支援を積極的に行います！

# その他、新型コロナウイルス感染症による 個人事業者に対する主な支援策

## 事業資金 ※給付金等による支援

※（一社）那覇青色申告会事務局でも相談業務を行っております。

【持続化給付金 ～最大100万円～】 申請期限 令和3年1月15日まで

- ①事業収入が前年同月比で50%以上減少した事業者
- ②令和2年1月～3月までに開業して、その後の任意の月の事業収入が3月までの平均と比べて50%以上減少した事業者※条件有り
- ③フリーランスで、その収入を雑所得や給与所得として確定申告する事業を行い、その収入や事業の実態を確認することができる事業者

【問合せ先】持続化給付金コールセンター 0120-115-570

【家賃支援給付金 ～最大300万円～】 申請期限 令和3年1月15日まで

令和2年5月から12月の間で、売上高がいずれか1か月の前年同月比で50%以上減少、または連続する3か月の前年同期間比で30%以上減少する事業所などを賃借する事業者

【問合せ先】家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

## 事業資金 ※貸付・融資等による支援

※（一社）那覇青色申告会事務局でも相談業務を行っております。

【実質無利子・無担保融資】 沖縄振興開発金融公庫による融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付※特別利子補給制度により、当初3年間は実質的に無利子になる場合があります。

【問合せ先】沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-981-827

【小規模企業共済加入者への支援】 無利子の特例緊急経営安定貸付など

【対象者】売上高が5%以上減少した小規模企業共済制度の加入者

- 【支援策】①特例緊急経営安定貸付（貸付利子は無利子。貸付資格のある方のみ）②契約者貸付の延滞利子の免除
- ③掛金月額額の減額・納付期限の延長など

【問合せ先】中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

## 税金・社会保険料関係

※（一社）那覇青色申告会事務局でも相談業務を行っております。

【国税・地方税の納税猶予制度の特例】 延滞税なし・1年間猶予・無担保

【対象者】令和2年2月から納期限までの任意の1か月以上の事業収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、一時に納税することが困難な方

【国 税】所得税・消費税・その他

【問合せ先】国税局猶予相談センター（沖縄国税事務所）0120-826-167

【地方税】市県民税その他 【問合せ先】お住いの各自治体へご確認ください。

【償却資産税・事業用資産の固定資産税などの軽減】 令和3年度分を軽減

【対象者】①令和2年2月から10月までの間の任意の連続する3か月間の売上高が前年同期に比べて30%以上50%未満減少している場合は減免率50%

②同じく50%以上減少している場合は減免率100%

【問合せ先】お住いの各自治体へご確認ください。

【国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料などの減免・猶予】

【対象者】感染症の影響により一定程度収入減少した方など【問合せ先】お住いの各自治体へご確認ください。

# 沖縄県【新設】 ※令和2年8月14日時点

## 新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の休業要請等について

### 1. 【施設の使用停止の協力要請】 ※（一社）那覇青色申告会事務局でも相談業務を行っております。

特措法による協力要請を受けて、休業要請日の翌日8月2日（日）から8月15日（土）の全期間休業に応じていただいた事業者を対象に協力金（20万円）を支給します。

【対象区域】 **那覇市松山1丁目及び2丁目**、宮古島市平良西里・平良下里、石垣市美崎町

※宮古島市平良西里・平良下里、石垣市美崎町の休業要請期間は8月7日（金）～20日（木）

### 2. 【食事提供施設（持ち帰りや宅配を除く）への時間短縮営業を要請】

特措法による協力要請を受けて、営業時間短縮要請日の翌日8月2日（日）から8月15日（土）の全期間営業時間短縮（朝5時から夜22時まで）に応じていただいた事業者に対し協力金（10万円）を支給します。【対象区域】 **那覇市内全域**



令和2年7月31日に「**沖縄県緊急事態宣言**」が発出され、県独自の「協力金」の支給が行われます。詳細は同年8月15日以降、沖縄県のホームページに掲載されますので、そちらをご覧ください。新着情報については、「**那覇青申会公式ライン**」やホームページ内の「**スタッフブログ**」等でもいち早く配信致します。

## その他、各自治体の給付金等の支援

※（一社）那覇青色申告会事務局でも相談業務を行っております。

### 那覇市【休業協力給付金の那覇市追加分】（休業10万円・時短5万円）

沖縄県の協力金（休業20万円・時短10万円）の給付を受けた事業者を対象に、上乗せ給付金を支給する。

### 豊見城市【とみぐすく事業所応援助成金】（1事業所につき一律5万円） ※令和2年8月31日まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある市内の事業所等において、事業を継続していく中で感染防止のための対策を講じている事業所を支援する。

### 南城市【南城市新型コロナウイルス感染症対策事業者応援支援金】（10万円）

地域経済の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による消費の落込み等の影響により、売上げが大幅に減少し、経営の安定に支障が生じている中で事業を継続する事業者に対し、応援支援金を給付する。

### 南風原町【南風原町地域産業応援給付金・支援金】（給付金・支援金ともに一律10万円）

給付金 **令和2年8月31日まで**。 支援金 **令和2年10月30日まで**。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、売り上げが減少している起業して5年以内の事業所（給付金）、前年同期比で25%以上売上が減少している事業者（支援金）を対象に支給する。

※上記支援策等については、各自治体までお問い合わせ下さい。

## その他、各自治体の融資等への支援

※（一社）那覇青色申告会事務局でも相談業務を行っております。

新型コロナウイルス感染症対策関連融資制度で融資を受けている事業所についての給付

【**那覇市**】 融資額の1%（上限20万円）

【**豊見城市**】 融資額の100分の1を乗じた額（1,000円未満切捨て）で上限10万円

【**与那原町**】 一律5万円【**八重瀬町**】 5万円～10万円（条件により変動）

※各自治体により給付の条件が異なる為、必ず各自治体へお問い合わせ下さい。

## 感染症による給付金・支援金などの税務上の取り扱い

事業に関わる給付金・支援金などは、原則、所得税法上は「事業所得（雑収入）や雑所得」、消費税法上では「不課税取引」に該当します。また、生活に関わる給付金・支援金などは所得税法上「非課税」です。



# 会員掲示板

会員掲示板に掲載された会員様から、仕事に繋がったとか、問い合わせが合ったなど、うれしい反応がありました。お気軽にお申込み下さいね(^\_^)☆

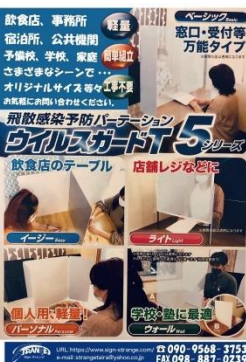


【商号】 島袋社労士オフィス 島袋和也 (社労士) 【電話】 080-7989-1684

【所在地】 那覇市赤嶺 2-4-9 501

【e-mail】 kazusnet0612@gmail.com

【ご挨拶】 事業内容は、事業運営の「人」の部分のお手伝いです。雇用調整助成金や休業手当等の新型コロナ関連の相談対応いたします。事業主等の労災保険特別加入等の労働保険、社会保険、給与計算、その他労働者関係の手続き、相談対応をいたします。初回と2回目30分まで相談無料です。お気軽にお声かけ下さい。



【商号】 sigh ストレンジ 平良康治 【電話】 090-9568-3753

【所在地】 那覇市首里平良町 2-113-1 ビカト 102

【FAX】 098-887-0239

【ご挨拶】 看板屋、sigh ストレンジ平良です。新生活様式の要！「飛沫感染予防パーティション」製作中！軽量・簡単組立・工事不要!! 様々なシーンでの使用可能です。オリジナルサイズ製作可能。ご要望にお応えできます。お気軽にご連絡下さい。

(一社) 那覇青色申告会の会員様には10%割引有り!!

熟成醤油ラーメン 700円(税込)



【商号】 虎 kitchen (タガ-キッチン) 儀保孝弥 (飲食業)

【電話】 098-988-8641 【所在地】 那覇市東町 20-7TBCビル2階

【営業時間】 ランチ 11:30~14:30 (時短営業)

ディナー18:00~22:00 (時短営業)

【ご挨拶】 「食を通じて笑顔に」をモットーに!!

博多の大学を卒業して、ちょっとした縁から料理に携わる事になり、24年が経ちます。まだ奥の深い料理の世界で、楽しみながら色々と挑戦させてもらってます。現在、ラーメンランチ開催中! 【ラーメン】は、シンプルながらも方向性は多岐にわたり、ジャンクフードの様でデリケートなジャンルで奮闘してます。是非ともご賞味下さい

会員の皆様へ、いち早く情報をお届けします

事務局からの情報をライン・スタッフブログに随時掲載しておりますので、登録よろしくお願ひいたします。



LINE アカウント

ID:@214vwvdu



スタッフブログ



## 新型コロナウイルス感染症対策による事務局の運営について。

7月31日に沖縄県独自の「**沖縄県緊急事態宣言**」が発出され、事務局では8月14日まで営業時間の短縮(午後4時相談時間終了)をしてきました。しかし新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず、8月13日に「**沖縄県緊急事態宣言**」が**2週間延長**(8月29日まで)となりました。それに伴い、事務局でも**営業時間の短縮を継続すること**となり、今しばらくは「**個別相談のみ(午後4時閉館)**」の運営となります。会員の皆様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解頂きますよう宜しくお願い致します。



④ 8月31日(月)~9月2日(水)は旧盆の為、事務局はお休みします。